

# 湯浅町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 1 行動計画の構成

- 第1章 総論(はじめに)
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する方針
- 第3章 各発生段階における対策

## 2 第1章 総論

### 行動計画の位置づけ

政府行動計画  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法  
(特措法)第6条)



和歌山県行動計画  
(特措法第7条)



町行動計画  
(特措法第8条)

### 対象となる感染症

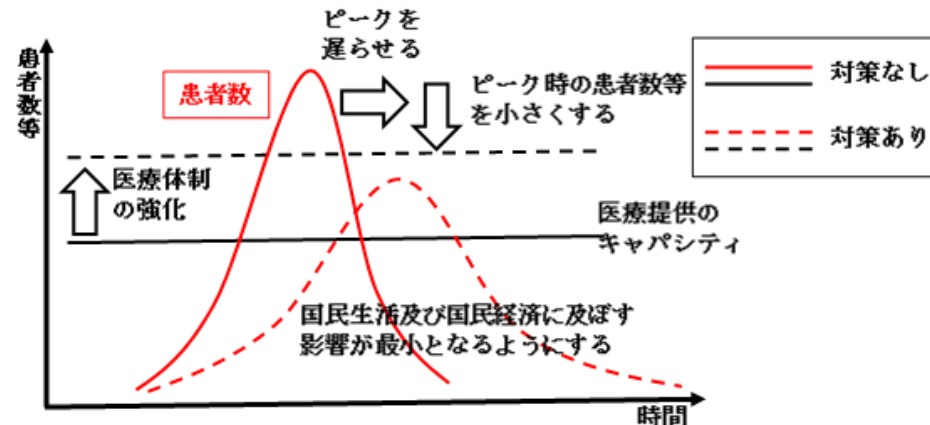
- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症(感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの)

## 3 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する方針

### 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
  - ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等を少なくし、医療体制への負担軽減、医療体制の強化を図ることで、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療提供業務又は町民生活及び社会機能の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 対策の概念図



### 対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
  - ・検疫のための停留施設の使用、不要不急の外出自粛の要請等を実施する際、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限とする。
- 危機管理としての特措法の性格
  - ・緊急事態に備え様々な措置を講じられるよう制度設計されているが、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等が有効な際は、これらの措置を講じるものではない。
- 関係機関相互の連携協力の確保
  - ・政府対策本部及び県対策本部と相互連携を図り、総合的に対策を推進する。
- 記録の作成・保存
  - ・町は対策本部における対策実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

### 被害想定

- 罹患患者数:3303人(人口の25%)
  - 医療機関受診患者数:2641人(上限値)
  - 入院患者数:63人(上限値)
  - 死亡者数:21人(上限値)
- ※上記の推計には、新型インフルエンザワクチン等による介入の効果、現在の医療体制、衛生状況は考慮していない。

# 湯浅町新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

## 4 第3章 各発生段階における対策

		国内		国内発生早期			国内感染期		小康期
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内発生早期	国内感染期	国内感染期		
		県内		県内未発生期		県内発生早期		県内感染期	
状態		新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		
主要 6 項目	実施体制	・体制整備及び国・県との連携強化	・必要に応じて連絡会議の開催	・任意又は緊急事態宣言時に対策本部を設置				・緊急事態宣言解除時に廃止	
	情報収集・提供	・関連情報の収集、提供 ・相談対応のための準備	(充実・強化) ・相談窓口の設置	(充実・強化)				(再流行に向けて準備) (縮小)	
	まん延防止	・基本的な感染対策の普及	(継続)		(充実・強化)			(第二波に備える)	
	予防接種	・特定接種、住民接種の体制構築	・特定接種の実施 ・住民接種の体制準備	・住民接種の実施				(第二波に備える)	
	医療体制	・実状に応じた医療体制の整備に係る県への協力	・帰国者・接触者外来、相談センター等の町民への周知				(帰国者・接触者外来の廃止) ・在宅療養の周知	(通常の医療体制へ移行)	
	町民生活・経済の安定確保	・要援護者の支援体制の準備 ・火葬能力等の把握 ・必要物資等の備蓄及び設備等の整備	・要援護者等への新型インフルエンザ等発生に係る周知 ・臨時遺体安置所及び人員等の確保	・要援護者対策の実施 ・食料品等の確保等 ・円滑な火葬が行えるよう関係者と連携			(充実・強化)	(必要に応じ縮小)	